

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### ☞ 相続税の外国税額控除

Q：相続税にも外国税額控除の制度があるようですが、どのような制度でしょうか。

A：相続や遺贈により取得した外国にある財産について、その国の法令により相続税に相当する税金が課せられた場合に、控除が受けられる制度です。

#### 【解説】

外国にある財産について、外国と日本とで二重に相続税が課税されないようにするため、外国で課税された相続税額に相当する金額をその財産を取得した人の相続税額から控除する制度を外国税額控除といいます。

控除される金額は、外国にある財産についてその国の法令によって課税された税額に相当する金額となりますが、その金額が次の算式により計算した金額を超えるときは、その超える部分の金額は控除されなくなります。

贈与税額控除から相次 相続控除までの諸控除 を控除した後のわが国 の相続税額	×	外国にある 財産の価額 相続税の課 税価格
---	---	--------------------------------

ところで、上記の控除額を計算する場合には、外国で課税された相続税額に相当する金額を邦貨に換算する必要があります。この場合の換算については、原則として、その外国の法令により納付すべき日とされている日の電信売買相場の売相場（TTS）によることとなりますが、送金が著しく遅延して行われる場合を除き、国内から送金する日の電信売相場によることもできます。

